

金融機関等の支援を受けながら事業計画書を策定し、経営力の強化を図りたい中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております



中小企業者向け県制度融資

(R6.10.16)

経営力強化借換融資

融資対象者	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画書の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うもの。	
資金用途	借換資金（県制度融資におけるコロナ関連資金の借換えに限る）	
融資限度額	1億円	
融資期間	10年以内（うち据置1年以内）	
融資利率	1.4%以内(保証付き責任共有制度対象)	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書
		許認可等の写し（許可業種の場合）
		「経営力強化保証」申込人資格要件届出書（保証協会所定様式）
	事業行動計画書（保証協会所定様式）	
セーフティネット保証5号に該当する場合	市町村長の認定書	
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

お問合せ

- ・ 銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・ 栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181